

名古屋市老人福祉センター指定管理者
コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、コンソーシアム（共同事業体）（以下「コンソーシアム」という。）として、名古屋市老人福祉センター（以下「福祉会館」という。）のうち名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）に規定する児童館と合築されていない施設の指定管理者の指定の申請を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（指定申請にあたっての提出書類）

第2条 コンソーシアムとして指定管理者の指定の申請を行なうにあたっては、名古屋市老人福祉センター指定管理者募集要項（名古屋市老人福祉センター指定管理者の指定等に関する要綱第3条に規定する第1号様式）に定める応募書類に加えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）次の事項を記載した届出書（第1号様式）

ア コンソーシアムの名称

イ コンソーシアムの構成員の所在地、名称及び代表者の氏名

（2）コンソーシアムの指定申請書の提出及び協定の締結の権限についての委任状（第2号様式）

（3）コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

2 市長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 第1項第3号の協定書は、別に定めるコンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）に従って、作成するものとする。

（責任分担割合）

第3条 構成員の責任分担割合は、各構成員間において自主的に定めるものとする。

（調査助言）

第4条 市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

附 則

この要領は平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要領は令和6年5月13日から施行する。

第 1 号様式

コンソーシアム（共同事業体）指定申請参加届出書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

フリガナ コンソーシアム の 名 称		
代 表 者	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	
そ の 他 の 構 成 員	所 在 地	
	名 称	
	代表者職氏名	

この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注）構成員が 2 者又は 4 者以上の場合は、適宜その他の構成員欄を削除又は追加すること。

第2号様式

委 任 状

年 月 日

名古屋市長

委任者
所在地
名 称
代表者

私は、名古屋市老人福祉センター（福祉会館）の指定管理者の指定申請の
コンソーシアムの参加に際しては、下記のことを代理人と定め、指定申請書
の提出及び協定の締結に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地
名 称
代表者

別記様式

コンソーシアム（共同事業体）協定書準則

（目的）

第1条 当コンソーシアム（共同事業体）は、指定管理者として、名古屋市老人福祉センター（以下「福祉会館」という。）の管理運営（施設の管理運営及び事業の実施をいう。以下同じ。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当コンソーシアム（共同事業体）は〇〇コンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当コンソーシアムは、事務所を〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当コンソーシアムは、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、福祉会館の指定管理期間が終了し、当コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

2 福祉会館の指定管理者の指定を受けることができなかったときは、当コンソーシアムは、前項の規定に関わらず、名古屋市と他の法人その他団体との間で福祉会館の管理に関する協定が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

所在地 〇〇〇〇〇

名 称 〇〇〇〇〇

（代表者）

第6条 当コンソーシアムは、〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 代表者は、福祉会館の指定管理に関し、当コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

- (1) 名古屋市と折衝すること。
- (2) 指定管理者の指定の申請に関すること。

- (3) 福社会館の管理に関する協定の締結に関すること。
- (4) 指定管理料の請求及び受領に関すること。
- (5) 利用者の実費弁償に関する徴収に関すること。
- (6) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

(構成員の責任分担の割合)

第 8 条 当コンソーシアムの構成員の責任分担割合は、次のとおりとする。

〇〇〇〇〇	〇〇%
〇〇〇〇〇	〇〇%

(運営委員会)

第 9 条 当コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、福社会館の管理運営に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、福社会館の管理運営に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇〇〇〇とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当コンソーシアムは、福社会館の指定期間終了後、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(福社会館の指定管理期間中における構成員の脱退に関する措置)

第 16 条 構成員は、名古屋市及び構成員全員の承認を得なければ、当コンソー

シアムの清算が終了するまで脱退することはできない。

- 2 構成員のうち福祉会館の指定管理期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員は、連帯して福祉会館の指定管理を完了する。
- 3 第 1 項の規定により脱退した構成員があるときは、残存する構成員の責任分担割合は、脱退した構成員が脱退前に有していた割合を、残存する構成員が有している割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第 17 条 当コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、福祉会館の指定管理期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、名古屋市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(福祉会館の指定管理期間中における構成員の破産又は解散に関する措置)

- 第 18 条 構成員のうちいずれかが、福祉会館の指定管理期間中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 4 項までの規程を準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第 19 条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、名古屋市及び他の構成員全員の承認により残存する構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵の担保責任)

- 第 20 条 当コンソーシアムが解散した後においても、当該指定管理期間中につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(委任)

- 第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇ほか〇〇団体は、上記のとおり〇〇コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇年〇月〇日

名 称
代表者名

印

名 称
代表者名

印

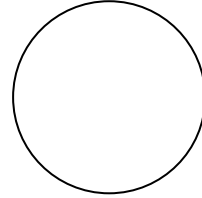
協定の締結等使用印

代表者

団体印

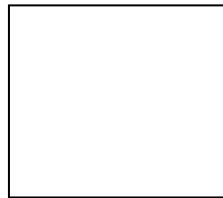


代表者印

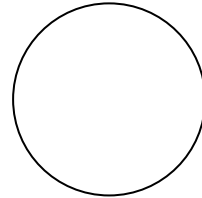


その他の構成員

団体印



代表者印

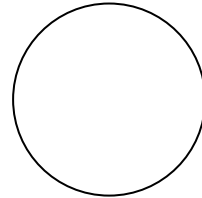


その他の構成員

団体印



代表者印



注) 構成員が2者又は4者以上の場合、適宜その他構成員欄を削除又は追加すること。